

横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
所得見込額の申立書

この「所得見込額の申立書」は必ず「収入見込額の申立書」と一緒に提出してください。

★所得で申し立てしたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「収入見込額の申立書」または「収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額をご記入ください。

年間収入見込額										円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

控除等



B Aの年間収入見込額のうち、養育費に係る控除の見込額（12か月分）

養育費を記入した方										円	※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

給与収入を記入した方										円	※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------------------

給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
--------	--

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）

事業収入又は不動産収入を記入した方										円	※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の見込額（12か月分）

年金収入を記入した方										円	※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------------------

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

※控除額が分かる書類（帳簿等）が提出できない場合には、「所得（見込）額申立書別紙」を提出してください。

F その他の控除

(控除名)	a									円	e								円
(控除名)	b									円	f								円
(控除名)	c									円	g								円
(控除名)	d									円	h								円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)										円									

※当てはまるものの控除名、金額をご記入ください。
 ・雑損控除【支払額】 ・医療費控除課【支払額】 ・小規模企業共済等掛金控除【支払額】
 ・障害者控除【27万円】 ・特別障害者控除【40万円】 ・寡婦・寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【27万円】
 ・特別寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【35万円】 ・勤労学生控除【27万円】
 その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。
 なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。
 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額

								8	0	0	0	0	円	※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	-------------------------



H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - (B + C + D + E + F + G)

年間所得見込額													円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば、Iの記載は不要です。

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)の裏面と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii 「収入見込額の申立書」裏面④(1)の◎の数×150,000円 (生計を同じく養っている16歳以上23歳未満の親族)	円
iii 「収入見込額の申立書」裏面④(1)の○の数×100,000円 (生計を同じく養っている70歳以上の親族、配偶者)	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
	∨
年間所得見込額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii 「収入見込額の申立書」裏面④の○の数×60,000円 (生計を同じく養っている70歳以上(配偶者以外)の親族) (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
所得基準額 (i + ii)	円
	∨
年間所得見込額 (表面のH)	円

→年間所得見込額が所得基準額より低いことを確認してください。

【確認事項】 (各項目を確認しチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 以下のすべての項目を確認しました。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)
 - 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
 - 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、横浜市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 本申立の内容に相違ありません。

申請者

フリガナ	電話番号
氏名	()
	生年月日
	昭和 平成 年 月 日

扶養義務者

氏名